

青年経営者等による先進的な事業取組に対する顕彰規程

平成24年6月11日 制定

平成25年5月27日一部改正

平成26年5月12日一部改正

平成27年4月28日一部改正

平成28年5月30日一部改正

平成29年5月19日一部改正

令和5年8月1日一部改正

令和6年6月20日一部改正

公益社団法人全日本トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が行う、都道府県トラック協会の青年組織に所属する経営者等が、トラック運送事業において先進的で創意・工夫等のある取組であって、他の者の模範となりえるような事業に対する顕彰（以下「顕彰」という。）に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における「経営者等」とは、以下のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 都道府県トラック協会（以下「都道府県ト協」という）の青年組織に所属する経営者、管理者であって第3条に掲げる事業を中心的に企画、実施した者
- (2) 都道府県ト協の青年組織に所属する複数の者で構成する団体（以下「団体」という）

(顕彰候補対象事業)

第3条 顕彰の対象となる事業は、経営者等が実施し、または募集年度中に実施する、主に以下の取組みに該当する事業である。但し、申請は1者1事業に限る。

- (1) 社会貢献事業
- (2) 収益性向上事業
- (3) 安全対策事業
- (4) 環境対策事業
- (5) その他（特に本事業の趣旨に合致する事業）

上記（1）～（5）の事業については、既に実施しているもののほか、募集年度中に実施予定のアイデア、企画等でも申請できるものとする。

(審査委員会の構成)

第4条 審査委員会は経営改善・DX推進委員会の中に設置することとし、トラック輸送振興顕彰運営委員、経営改善・DX推進委員会正副委員長、学識経験者、全日本トラック協会常勤役員等により構成する。委員長は、委員の互選により選任し審査委員会を統括する。

なお、審査委員会は申請締め切り後、速やかに開催する。

(顕彰の方法)

第5条 顕彰の方法は、賞状及び顕彰金とする。

(顕彰金)

第6条 この顕彰事業に係る顕彰金は、次のとおりとする。

金賞（顕彰金100万円）

銀賞（顕彰金70万円）

銅賞（顕彰金50万円）

顕彰総額は500万円を限度とし、限度額を超える場合、上位の事業を優先して適用する。

2 各賞の判定基準は、別に定める。

(申請者及び事業の要件)

第7条 本顕彰を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件をいずれも満たすものでなければならない。

(1) 申請日前1年間及び申請日以降交付決定までの間に貨物自動車運送事業法及び道路運送法等関係法令の悪質と認められる違反を犯していないこと。

(2) 申請日以降交付決定までの間に全ト協が行う各助成事業に係る要綱の規定により助成金の返還を命じられ、受付又は交付決定が行われない地位にないこと。

2 申請に係る事業は、次に掲げる要件をいずれも満たすものでなければならない。

(1) その実施につきトラック協会以外の助成金等を受けたものでないこと。

(2) 過去に本顕彰を受けた経営者等による同一の事業またはその事業に改良、改善を加えた事業でないこと。

(申請期間)

第8条 申請期間は、募集年度の実施要領において定めるところによる。

(申請)

第9条 申請者は、本顕彰を受けようとするときは、あらかじめ様式1の「青年経営者等による先進的な事業取組に対する顕彰に係る申請書」を、都道府県ト協に提出しなければならない。

2 都道府県ト協は申請書類の不備等を確認し、不備がないと認めるときは、様式2「青年経営者等による先進的な事業取組に対する顕彰に係る申請書」により、速やかに全ト協へ提出しなければならない。

(顕彰の決定)

第10条 全ト協は、前条による申請書の提出があったときには、審査委員会に審査を諮り、顕彰の決定を行うものとし、また、審査結果について、様式3の「青年経営者等による先進的な事業取組に対する顕彰に係る結果通知書」により都道府県ト協ならびに申請者に通知する。なお審査を諮るにあたり、全ト協は申請者に対して事前調査を行い、または事業概要の説明を求めることができる。

2 審査委員会は、次の観点から各申請内容を評価し、主としてその評価結果に基づき審査を行うことにより、顕彰を決定する。

(1) 目的の明確性・具体性

(2) 事業の有効性

(3) 創意・工夫性

(4) 他の事業者への普及性

3 全ト協は、第1項の通知に際して、必要な条件を付することができることとする。

(顕彰金交付)

第11条 全ト協は、前条により顕彰の決定がなされたものには、都道府県ト協又は申請者に対して、原則として、顕彰交付決定日の翌月末までに顕彰金を交付することとする。

2 全ト協から都道府県ト協に顕彰金が交付された場合には、交付された顕彰金を申請者に交付することとする。

(公表等)

第12条 全ト協は、第10条による通知後速やかに、受賞事業の概要等を全ト協ホームページ、機関誌等で公表するとともに、全ト協青年部会全国大会において授与式を行う。授与式の運営方法は別に定める。

2 顕彰受賞者は、受賞事業について全ト協から視察等の要請があった場合には、協力しなければならない。

(その他の必要な事項)

第13条 この規程に定めるもののほか、顕彰金の交付に関するその他の必要事項は、全ト協が別にこれを定める。

(附則)(平成24年6月11日)

第1条 本規程は平成24年6月11日より適用する。

(附則)(平成25年5月27日)

第1条 本規程は平成25年5月27日より適用する。

(附則)(平成26年5月12日)

第1条 本規程は平成26年5月12日より適用する。

(附則)(平成27年4月28日)

第1条 本規程は平成27年4月28日より適用する。

(附則)(平成28年5月30日)

第1条 本規程は平成28年5月30日より適用する。

(附則)(平成29年5月19日)

第1条 本規程は平成29年5月19日より適用する。

(附則)(令和5年8月1日)

第1条 本規程は令和5年8月1日より適用する。

(附則)(令和6年6月20日)

第1条 本規程は令和6年6月20日より適用する。